









Chapter 2

いろいろな天秤権

再検討によって各地で見つかった権は、多くが石製の円筒形で、基準となる重さ(基準質量)の違いから以下の3つのグループに分類できます。

	基準質量	中心となる時期	分布範囲	備考
茶戸里体系	5.59 g または 11.365 g	弥生時代 中期前半～後期	春日市～石川県小松市	茶戸里遺跡の環権(大)の1/2の質量が基準
本行・那珂体系	4.90 g または 9.80 g	弥生時代 中期後半～後期前半	佐賀県鳥栖市 福岡県福岡市	
亀井体系	8.67 g	弥生時代 中期後半～後期前半	近畿～島根県	2の累乗倍、48倍

系 1 茶戸里(タホリ)体系 弥生中期前半から後期に福岡県から石川県まで分布し、基準質量は、茶戸里遺跡

の青銅製環権の「大」(質量22・73g)の1/2となる11・365gです。滋賀県下鉤(しもがかり)遺跡から後期後半の青銅製環権1点(16倍)、石川県八日市地方遺跡から茶戸里遺跡の環権「大」と同じ重さの細長い石製円筒権(22・76g)が1点出ました。また、2019年には福岡県須玖遺跡群で石製円筒権7点(3・6・20倍)と石斧転用権1点(30倍)が再発見されています。

2 本行(ほんぎょう)・那珂(なか)体系 本行・那珂体系は、弥生中期後半から後期前半に佐賀県と福岡県で見つかりました。基準質量は4・90gまたは9・80gで、佐賀県本行遺跡の権を1倍とした時、福岡県福岡市那珂遺跡は、2倍と3倍になります。

3 亀井(かめい)体系 亀井体系は、弥生中期後半から後期前半の近畿を中心に島根県の古八幡付近(ふるはちまんかきん)遺跡まで広がります。基準質量は8・67gで、基準質量の2の累乗倍(1・2・4・8・16・32・64倍)と2の累乗倍にならない48倍が出ています。

Chapter 3

須玖遺跡群にもあった天秤権



1号住居跡銅戈鋳型等出土状況 須玖タカウタ遺跡(春日市提供)



最古の権(春日市提供)

1 最古の権 須玖タカウタ遺跡5次調査3号土坑の権は、弥生中期前半の土器が出たので日本列島最古の権で、滑石(かっせき)製の小銅鑄型(しょうど

うたぐいがた)の再加工品です。3号土坑と重複する同時期の1号住居からは多種多様な青銅器鑄型の破片が28片も見つかったため、「ばかり」も青銅器生産技術と共に日本列島に持ち込まれたとみられます。

2 何に使った? 須玖の権 円筒権は、須玖タカウタ遺跡、須玖岡本遺跡坂本地区などの青銅器生産遺跡で出ました。そのため、須玖遺跡群では交易よりも青銅器の生産に伴い、銅・鉛・錫(すず)などを調合する際に用いたのでしょう。また、他

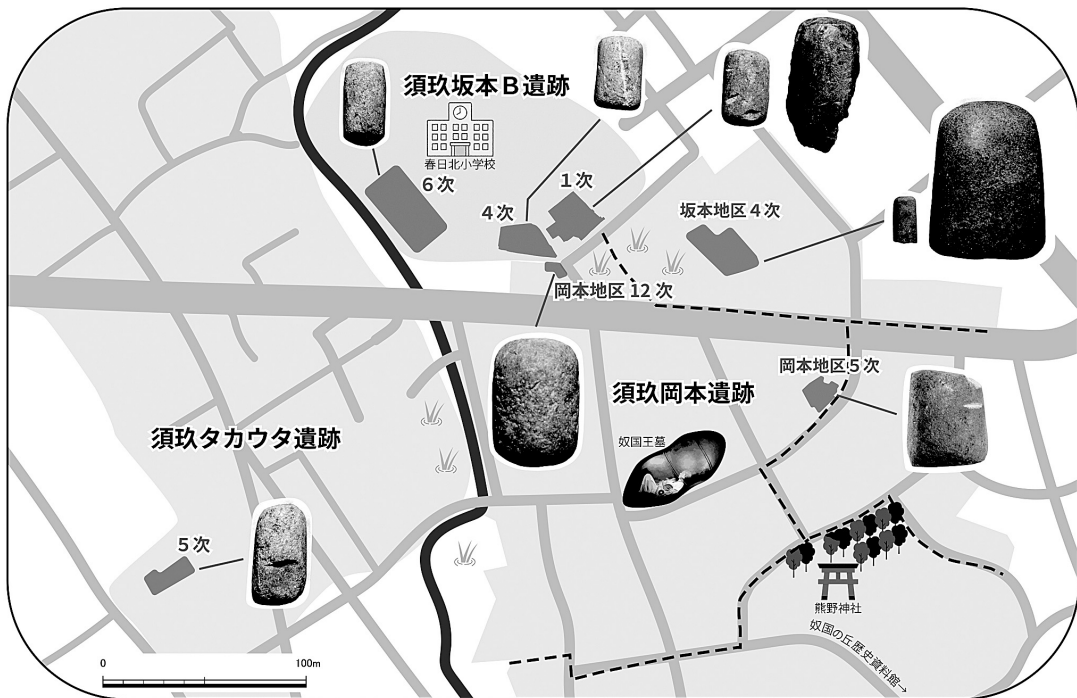


須玖岡本遺跡坂本地区青銅器工房跡(春日市提供)

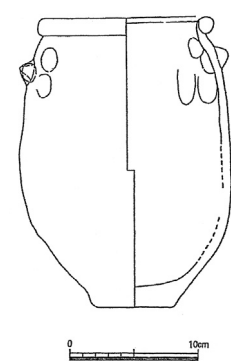
3 どこから来たの? 須玖の権 須玖遺跡群では、朝鮮(次ページへ)

体系が継続するのも特徴です。

須玖遺跡群では、朝鮮(次ページへ)



須玖権(春日市教育委員会)

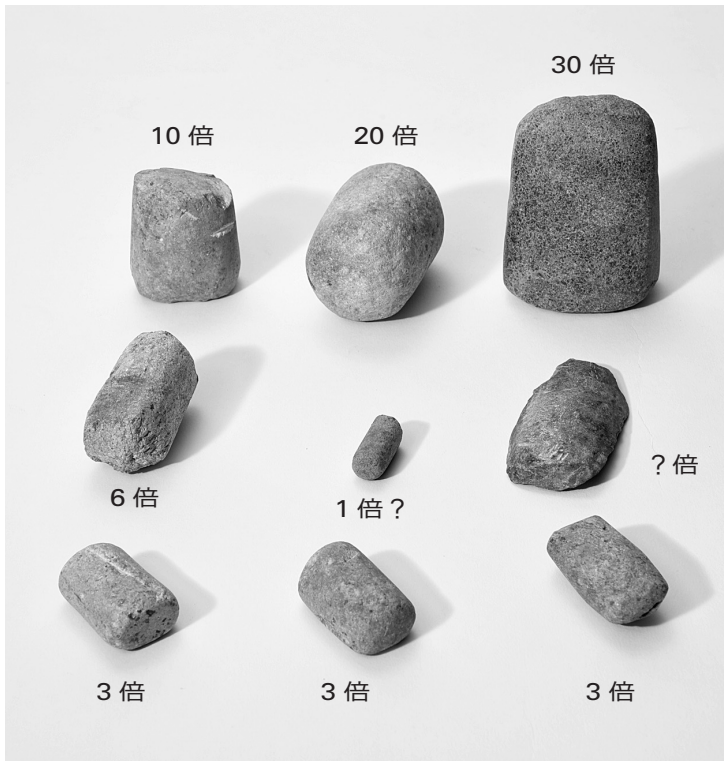


韓国・馬田遺跡出土土無文土器の実測図(湖南文化財研究院・全州市2008より転載)



須玖遺跡群出土青銅器・ガラス玉類生産関連遺物(春日市提供)

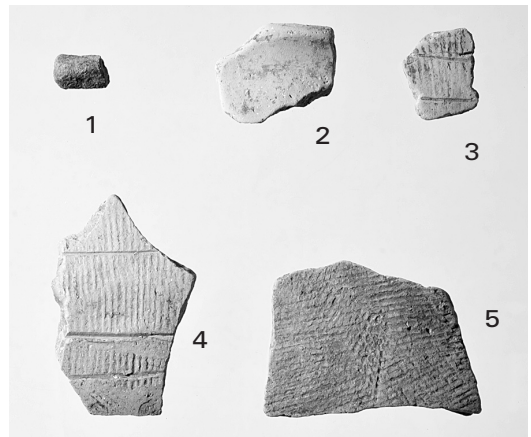




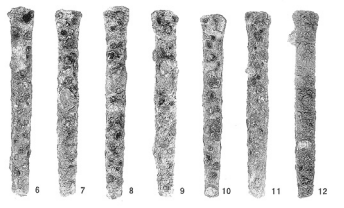
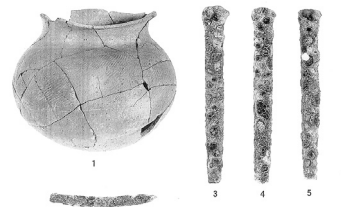
(前ページから)  
半島南部の無文土器や三韓土器の破片が出ます。  
現在の須玖権は、1・3・6倍と20・30倍の権があるの？  
4 なぜ3倍、6倍の権  
5 権以外にも残る十進法？  
熊本県方保田東原(か



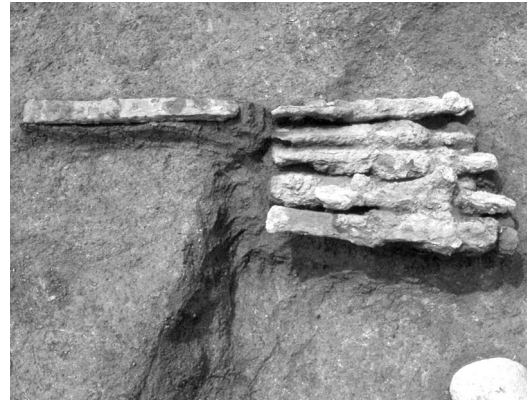
錨形鉄器 竹ヶ本B遺跡(春日市教育委員会)  
韓(べんかん)・辰韓(しんかん)で使われた錨形(いかりがた)鉄器が竹ヶ本B遺跡から国内で初めて見つかりました。権は青銅器生産やこれららの文物とともに、朝鮮半島南部から伝わりました。  
また、朝鮮半島南部の弁韓(べんかん)・辰韓(しんかん)で使われた錨形(いかりがた)鉄器が竹ヶ本B遺跡から国内で初めて見つかりました。権は青銅器生産やこれららの文物とともに、朝鮮半島南部から伝わりました。



1: 無文土器 須玖タカウタ遺跡(春日市教育委員会)  
2~5: 三韓土器 須玖永田A遺跡(春日市教育委員会)



下笠遺跡 44号墓 棒状鉄斧形鐵素材(釜山大学校博物館報告書 1997 から転載)

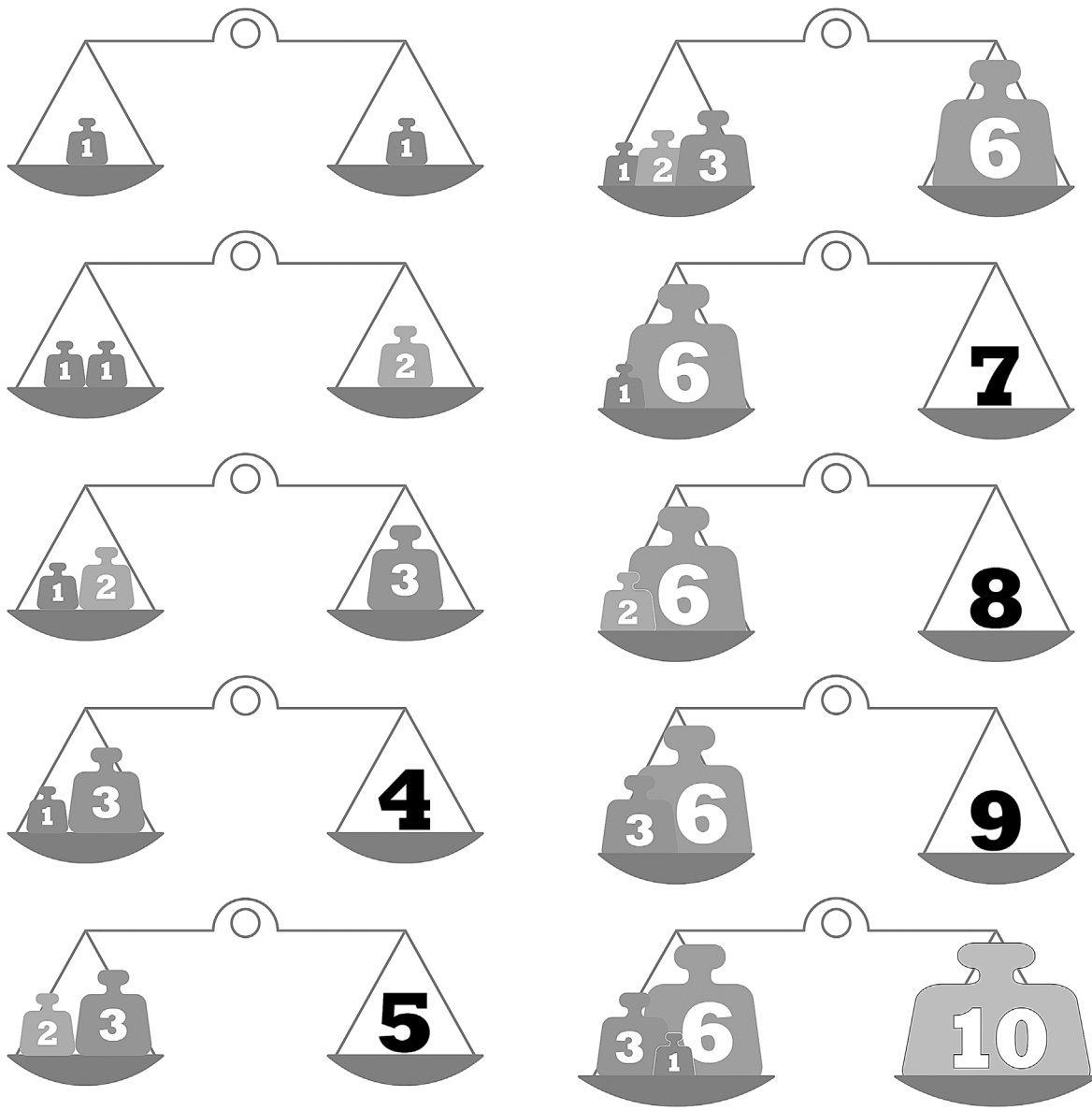


赤井手遺跡鉄素材出土状況(春日市提供)



赤井手遺跡(春日市教育委員会)本1組と考えられ、本来は10本1組の単位で出ており、春日市赤井手遺跡の朝鮮半島から持ち込まれた鉄素材も、本来は10本1組と考えられ、弥生人が十進法を理解していたことが分かる貴重な資料です。

等があるので、2倍や、60倍等の権もあったと推定できます。なぜ、4・5倍ではなく6倍の権なのでしょう？1倍と2倍で3倍。1倍と3倍で4倍、2倍と3倍で5倍。1倍と6倍で7倍。2倍と6倍で8倍。3倍と6倍で9倍。このように1・2・3・6倍権で10倍まで、10・20・30・60倍権があれば100倍まで効率よく重さをはかれます。(図参照)



### 比重計、密度計の JCSS 校正は 弊社校正センターへ

お取引先に安心していただくための JCSS 校正サービスです。国内外の企業や各種機関との取引時に必須となります。比重計、密度計、酒精計等に関するさまざまな疑問やお困りごとは、お気軽にご相談下さい。



株式会社横田計器製作所校正センターは、認定基準として ISO/IEC 17025 (JIS Q 17025) を用い、認定スキームを ISO/IEC 17011 に従って運営されている JCSS の下で認定されています。JCSS を運営している認定機関 (IA Japan) は、アジア太平洋試験所認定協力機関 (APLAC) 及び国際試験所認定協力機関 (ILAC) の相互承認に署名しています。

株式会社横田計器製作所  
〒110-0006 東京都台東区秋葉原 3-7  
TEL.03-3251-7088 FAX.03-3251-7084  
WEB.https://www.yokotakeiki.co.jp

### 日本計量新報社公式ホームページ

(最新情報は Twitter で、<https://twitter.com/keiryokeisoku>)

### 計量計測データバンク

<https://www.keiryokeisoku.co.jp/>

計量計関連の関係法令、行政の動向、団体、企業、マーケットの動向などを、広く深く早く届ける。